

空家等の有効活用等に関する相談申込兼情報提供同意書

年 月 日

市川市長

私は、下記の内容を確認し、空家等の有効活用等に関する相談を申し込みます。

(内容を確認し、同意される場合は下記の口に✓を入れてください。)

※どちらか一方でも✓が入っていない場合は、相談をお受けできません。

□市川市空家等の有効活用等に関する相談業務協定書に記載する空家情報を(一社)千葉県宅地建物取引業協会市川支部又は(公社)全日本不動産協会千葉県本部市川浦安支部の相談員に提供することに同意します。

□宅地建物取引業者と媒介契約等(仲介等に関する契約)を結んだ物件ではないことを誓約します。

申込者	住所				
	ふりがな 氏名				
	連絡先	電話 ※1		FAX	有 ・ 無
		携帯 ※1			
		メールアドレス			
所有者との 関係	土地	本人・親族(続柄)・その他()			
	建物	本人・親族(続柄)・その他()			
土地	所在地番	市川市			
	面積	m ²			
建物	種別	一戸建ての住宅 ・ 共同住宅 ・ その他()			
	構造	木造 ・ 鉄骨造 ・ その他()			
	階数	地上 階建			
	延床面積	m ²			
	建築年月日	年 月 日			
持参できる 書類	建築確認申請(済証) ・ 設計図 ・ 測量図 ・ 登記事項証明書 ・ 契約書 その他()				
相談内容	売却 ・ 賃貸 ・ 改修 ・ 解体 その他()				
相談場所	現地 ・ 相談員の事務所 ・ 市川市役所第2庁舎(開庁時間に限る) その他() ※遠隔地にお住まいの場合はその旨をご記入頂き、相談員から連絡があった際ご相談ください。				
相談希望日 ※2	第1希望日	年 月 日()			
	第2希望日	年 月 日()			

※1 相談員が日時調整のため連絡しますので、日中つながる電話番号を記入してください。

※2 相談希望日は申込日から7日以降としてください。なお、祝日、年末年始などは相談をおこなっていません。また、相談員の都合で対応できない曜日がありますので、異なる曜日を1日ずつ入れてください。

※ 空欄がある場合は市が記入する場合があります。

※ 記載された個人情報、本相談業務以外には使用しません。

※ 原則、相談は1物件あたり1回までとなります。共有者や他の相続人がいる場合は、確認及び相談の上で申し込みください。

※ 日時確定後のキャンセルは3日前までにご連絡ください。連絡なく相談をキャンセルされた場合、以後の相談はお受けできなくなります。

※市使用欄 空家ID		相談員	
---------------	--	-----	--